



2022年2月10日

各 位

会 社 名 サンバイオ株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 森 敬太
 (コード番号：4592 東証マザーズ)
 問い合わせ先 執行役員経営管理部長 角谷 芳広
 (TEL.03-6264-3481)

**第三者割当による行使価額修正条項付第32回新株予約権
 (行使指定・停止指定条項付)の発行に関するお知らせ**

当社は、2022年2月10日(以下「発行決議日」という。)開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第32回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2022年3月4日から2022年3月11日までの間のいずれかの日とする。ただし、下記「(3)発行価額」に定める条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
(2) 新株予約権の総数	75,000個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権1個につき金450円 ただし、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2022年2月17日から2022年2月24日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「5.発行条件等の合理性(1)発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」を参照のこと。)と同様の方法で算定された結果が450円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。 発行価額の総額は、本新株予約権1個あたりの発行価額に、本新株予約権の総数75,000個を乗じた金額となります。
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：7,500,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、条件決定日に決定します(下限行使価額の決定方法については、下記「本新株予約権の下限行使価額の決定方法」を参照のこと。)が、下限行使価額においても、潜在株式数は7,500,000株であります。
(5) 資金調達額(差引手取概算額)	8,258,750,000円(注)

この文書は、当社の第32回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初の行使価額は、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。)又は下限行使価額のいずれか高い方の金額とします。本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値の90%に相当する価額に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	野村證券株式会社に対する第三者割当方式
(8) その他	当社は、割当予定先である野村證券株式会社(以下「割当予定先」という。)に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定することができること、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権を取得すること、割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において合意する予定であります。詳細については、別記「2.募集の目的及び理由(2)本新株予約権の商品性」及び別記「6.割当予定先の選定理由等(6)その他」をご参照ください。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の払込金額の総額については、発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日の東証終値を当初の行使価額であると仮定し、発行決議日の直前取引日の東証終値で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。本新株予約権の最終的な払込金額及び当初の行使価額は条件決定日に決定され、実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、全ての条件を決定します。

しかし、当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、国内 SB623 慢性期外傷性脳損傷プログラム「先駆け総合評価相談」の終了と「承認申請」の準備開始並びに 2022 年 1 月期通期連結業績予想の修正(以下「承認申請の準備開始及び本業績予想の修正」という。)について決議を行った旨を公表しており、これらにより、本日以降の当社の株価に影響が出る可能性があります。承認申請の準備開始及び本業績予想の修正の公表に係る市場による受け止め方いかんによっては、本日(発行決議日)以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮に承認申請の準備開始及び本業績予想の修正の公表を踏まえた株価の上昇が生じる

場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えております（なお、株価が下落した場合には、かかる下落は反映されません。詳細は下記「本新株予約権の発行価額の決定方法」に記載のとおりです。）。そこで、本日（発行決議日）から承認申請の準備開始及び本業績予想の修正の公表に伴う株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として定め、当該条件決定日までの間の株価の値動きを反映した株価等の数値を用いて条件決定日において再び本新株予約権の価値算定を行い、当該再算定の結果を踏まえて、本新株予約権の発行価額等の条件を最終的に決定しようとするものであります。当社は、当社普通株式の過去の値動きの傾向やボラティリティ等を総合的に勘案し、株価が承認申請の準備開始及び本業績予想の修正の公表を織り込むために要する日数としては、3取引日から7取引日程度を要すると考えており、条件決定日を、発行決議日から4取引日から8取引日後にあたる、2022年2月17日から2022年2月24日までの期間のいずれかの日に設定することといたしました。

なお、承認申請の準備開始及び本業績予想の修正に関する詳細につきましては、本日付で別途公表されております「国内SB623慢性期外傷性脳損傷プログラム「先駆け総合評価相談」の終了と「承認申請」の準備開始について」及び「2022年1月期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「5.発行条件等の合理性（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日（発行決議日）の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の東証終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、本新株予約権1個につき金450円という金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日（発行決議日）以降の株価の値動きが反映されておられません。そこで、条件決定日時点において、下記「5.発行条件等の合理性（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日（発行決議日）以降の株価の上昇等を理由として、本新株予約権1個につき金450円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日（発行決議日）以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が本新株予約権1個につき金450円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は本新株予約権1個につき金450円のまま据え置かれます。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日において本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個あたりの発行価額が、本日現在の価値金450円を下回って決定されることはありません。

本新株予約権の下限行使価額の決定方法

本新株予約権の下限行使価額は、本日同時に公表された上記の承認申請の準備開始及び本業績予想の修正に伴う株価への影響の織り込みと、資金調達の蓋然性及び既存株主の利益への配慮のバランスという観点から下限行使価額を適切な水準に保つため、本日（発行決議日）の直前取引日の東証終値と条件決定日の直前取引日の東証終値（以下「条件決定基準株価」という。）を比較し、低い方の株価を基準として、条件決定日において以下のように決定されます。なお、下限行使価額が発行決議日の直前取引日又は条件決定日の直前取引日いずれか高い方の東証終値の50%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げた金額）を下回ることはありません。

条件決定基準株価が1,098円（発行決議日の直前取引日の東証終値）以上である場合

本新株予約権 1 個につき金 769 円(発行決議日の直前取引日の東証終値の 70%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額)とする。ただし、かかる金額が条件決定基準株価の 50%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額を下回る場合には、条件決定基準株価の 50%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額を下限行使価額とする。

条件決定基準株価が 1,098 円(発行決議日の直前取引日の東証終値)を下回る場合

条件決定基準株価の 70%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額とする。ただし、かかる金額が発行決議日の直前取引日の東証終値の 50%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額を下回る場合には、発行決議日の直前取引日の東証終値の 50%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額を下限行使価額とする。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、2001 年に創薬ベンチャーとして創業して以来、中枢神経系疾患の脳梗塞及び外傷性脳損傷を対象に当社独自の再生細胞薬(注 1) SB623 (注 2) の開発を進めてきました。創薬ベンチャーが「事業化」に成功する鍵は、開発に踏み切る段階から「事業化」を見越した開発アプローチを選択していること、及び開発品の有効性と安全性を示すデータを獲得すること、つまりは、製品価値の確からしさを示すことです。

創業から一環して開発を進めている SB623 は、アンメット・メディカルニーズ(いまだに治療法が見つかっていない疾患に対する医療ニーズ)領域にあり患者規模の大きい脳梗塞や外傷性脳損傷といった中枢神経領域をターゲットとしています。また、市販開始後、製品として採算性を見出せる他家移植アプローチ(注 3)を採用し、この採算性を実現するための大量製造の技術も確立しています。さらに、製品化に際して中絶胎児由来等の倫理的に課題のあるものも使用していません。このように、当社グループでは SB623 の開発当初から「事業化」を見越して、他家移植アプローチ、製品化に際しての倫理的な配慮、患者規模が大きく競合がない薬の開発を選択し、「事業化」に向けた取り組みを進めてきました。

次に、SB623 の有効性と安全性については、当社グループが最初に手掛けた SB623 慢性期脳梗塞プログラムにおいて、2014 年に米国にて運動機能障害を持つ慢性期脳梗塞の患者 18 人を対象にフェーズ 1/2a 臨床試験を終了し、この運動機能障害からの回復を示唆する有効性と安全性のデータを獲得しています。その後の慢性期脳梗塞に伴う運動機能障害を呈する患者 163 例を対象とした米国でのフェーズ 2b 臨床試験(以下「STR-02 試験」という。)においては、安全性に問題は認められなかったものの、SB623 投与 6 カ月後に Fugl-Meyer Motor Scale (FMMS) がベースラインから 10 ポイント以上改善した患者の割合(主要評価項目)において、SB623 投与群がコントロール群と比較して統計学的な有意差を示さず、この主要評価項目を達成していません(当該解析結果の詳細については、当社が 2019 年 1 月 29 日付で公表した「再生細胞医薬品『SB623』慢性期脳梗塞を対象にした米国でのフェーズ 2b 臨床試験の解析結果の速報について」をご参照ください。)。しかしながら、この結果に対して、当社グループは追加の詳細分析を行い、その中の詳細分析のひとつとして、2020 年 9 月公表の STR-02 試験の追加解析では、SB623 の有効性を示すデータとして、梗塞巣サイズが一定量未満の患者 77 名(当試験組み入れ患者全体の 47%)を対象に、複合 FMMS エンドポイントを用いて SB623 の投与から 6 カ月後における有効性を評価したところ、偽手術群 26 名のうち 19%の改善に対し、SB623 投与群 51 名のうち 49%において改善が見られ、統計学的に有意な結果が得られました。この分析結果を受けて、当社グループでは、今後、この臨床試験をやり直すことを公表しています。

並行して開発を進めていた SB623 慢性期外傷性脳損傷プログラムでは、2018 年 11 月に結果公表を行った日米でのフェーズ 2 臨床試験(被験者 61 名)にて、安全性に問題はなく、有効性においても、SB623 の投与群は、コントロール群と比較して、統計学的に有意な運動機能の改善を認め主要評価項目を達成しています。

このように、SB623 は、慢性期外傷性脳損傷プログラムでは、2018 年 11 月に結果公表を行った日米で

のフェーズ2臨床試験において、有効性・安全性を示すデータを獲得しています。一方、慢性期脳梗塞プログラムでは、2019年1月29日付の「再生細胞医薬品『SB623』慢性期脳梗塞を対象にした米国でのフェーズ2b臨床試験の解析結果の速報について」で公表したとおり、STR-02試験において有効性を示すデータを獲得できていませんが（詳細については、上記プレスリリースをご参照ください。）、フェーズ1/2a臨床試験で有効性・安全性を示すデータを獲得しており、また、2020年9月公表のSTR-02試験の追加解析では、上記のとおり有効性を示すデータを得ていることを踏まえ（詳細については、2020年9月14日付の「再生細胞医薬品『SB623』慢性期脳梗塞を対象とした米国でのフェーズ2b臨床試験の追加解析結果及びこれに基づく脳梗塞・脳出血プログラムの国内臨床試験の開始検討について」をご参照ください。）、今後再検証をしていきます。

当社グループは、これらの進捗に照らし、SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムに経営資源を集中投下し、国内での製造販売承認の取得に取り組んできました。製造販売承認を取得するためには、有効性・安全性・品質について、科学的データに基づいて申請する必要があるため、この承認取得は、SB623慢性期脳梗塞プログラム、ひいては、他のSB623の有効性の確度を高めることにつながるものになると当社は考えております。当社グループとしましては、日本でのSB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの承認取得を足掛かりに、SB623慢性期脳梗塞プログラムや他の分野や国外への拡大を志向しております。その点において、本SB623外傷性脳損傷プログラムの承認取得は事業展開への「対処すべき最優先課題」と考えております。

このような取り組みのもと、当社グループは、このSB623慢性期外傷性脳損傷プログラムに対して、国内の再生医療等製品に対する条件及び期限付き承認制度（注4）を活用し、また、再生医療等製品として「先駆け審査指定制度」の対象品目の指定を受け、かかる制度のもとでの国内での製造販売承認の取得を目指してきました。この「先駆け審査指定制度」は、製造販売承認申請（以下「承認申請」という。）後の「審査」を短縮し「承認申請」から「承認」までの期間を6カ月にすることを目標とした制度です。そのため、「先駆け指定」を受けた対象品目は、「承認申請」前に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）との「対面助言・事前面談」を済ませ、次に「先駆け総合評価相談」を行いその過程において「申請確認文書」を受領したうえで「承認申請」を行う流れです。この「申請確認文書」は、「先駆け総合評価相談」が「臨床」「非臨床」「品質」「信頼性」「GCTP」の5つのパートに分かれていることから、それぞれにおいて取得します。当社グループは、2022年1月31日付で、PMDAよりこれら5つのパートすべてにおいて「申請確認文書」を受領し、これにより「先駆け総合評価相談」のプロセスが終了したため、国内での製造販売に係る「承認申請」を行う準備を開始しました。今後、1カ月程度で「承認申請」を行う見込みです。なお、上記「承認申請」の時期は、当社が現時点で合理的に見積もったものであり、準備状況等によっては予定より遅れる可能性があります。

なお、公表情報によれば、2021年11月末現在において、「先駆け審査指定制度」に指定された品目は当社のSB623を含め52品目あり、そのうち当社において「承認申請」が確認できているものは17品目ですが、この17品目はすべて承認に至っています（注5）。

上述のとおり、SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムは、「先駆け総合評価相談」を経て「承認申請」の準備段階にいますが、この状況に至るのに3年以上の時間を費やしました。2018年11月にSB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの日米フェーズ2臨床試験（被験者61名）で、安全性と有効性を確認した直後は、1年程度で「承認申請」ができるものと見込んでいましたが、準備をしていくうちに商業用生産の安定供給のための体制強化の困難さなどいくつかの課題に直面し、予定以上に時間を費やしました。一方で、当初想定していた中期的な計画からは遅れたものの、「先駆け総合評価相談」のプロセスを終え、「承認申請」の準備段階に立ったことを踏まえ、創業当初から描いていた「事業化」に向けた事業展開と中長期的な成長投資を推進してまいります。

今回、このタイミングで資金調達を行う理由は主に二つあります。一つは、SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの製造販売承認直後から着実に国内で製品の普及を進めることができるように体制を整えること及びSB623の製品需要に応じられる製造体制と在庫の積み上げに資金を投下することです。この工程

の実現を重視している理由は、収益性の観点から国内での自社販売を実現するためでもあります。自社で製造供給権を保有せずパートナー製薬企業に製造を任せるタイプの創業ベンチャーから、研究・開発から製造・販売までを担う製薬企業に成長しグローバル展開するための地歩を築くためです。もう一つは、この「対処すべき最優先課題」を解決した後の次なる事業展開へ向けた投資、すなわち、この「承認申請」「承認」により SB623 の製品価値を示したうえで、創業当初から描いていた事業展開の実現に向けた資金の投下を実施したいと考えています。具体的には、SB623 を米国、欧州、アジア地域などへグローバル（地域）展開を図ること及び SB623 を慢性期外傷性脳損傷プログラムから脳梗塞、脳出血、加齢黄斑変性、脊髄損傷、パーキンソン病、アルツハイマー病などへ適応拡大を図ることを考えております。そのため、今回の資金調達による調達資金については、まずは、日本での脳梗塞プログラムに係る研究開発費用に充当することを企図しています。

上記が、資金調達を行う主な理由ですが、当社グループは 2021 年 10 月 31 日現在で 7,369 百万円の現金及び預金を保有しており、2022 年 1 月期第 3 四半期累計期間の営業損失は 4,739 百万円となっているところ、SB623 慢性期外傷性脳損傷プログラムの市販開始を見据えた現段階において財務基盤を強化することで、今後の安定的な事業運営を図ることも目的としています。

以上のとおり、国内での事業展開と中期的な視野に立った成長投資資金を調達するための資金調達方法について、下記「(3) 本新株予約権を選択した理由」に記載した内容に基づき検討を行った結果、財務基盤の強化に資するエクイティ性のファイナンスによる資金調達が適切であると判断し、本新株予約権の発行による資金調達（以下「本資金調達」といいます。）を実施することにしました。

上記で説明のとおり、当社グループは、本資金調達により調達する資金を、SB623 慢性期外傷性脳損傷プログラムの市販開始後の製造体制構築及び在庫確保、SB623 慢性期外傷性脳損傷プログラムの市販開始後の普及体制構築に加え、慢性期外傷性脳損傷プログラム以外の SB623 の新規適応拡大やグローバル（地域）展開に向けた日本での脳梗塞プログラムの臨床開発に充当する予定です。当社グループは、本資金調達により資本増強を図るとともに、この調達資金を上記の成長投資のための資金に充当することで、当社グループの中長期的な成長のために事業上重要な課題を順次解決し、企業価値の向上を図ることができると考えています。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載していません。

今後も当社グループは、外傷性脳損傷を初めとする中枢神経系疾患の後遺症で苦しんでいる世界中の患者の皆さまに一日でも早く効果的な治療法を提供できるよう引き続き開発及び事業化に取り組んでいきます。

(注1) 再生細胞薬とは、病気・事故等で失われた身体機能の自然な再生プロセスを誘引ないし促進させ、運動機能、感覚機能、認知機能を再生させる効能が期待される医薬品です。

(注2) SB623 は神経機能を再生する作用を持つ治療薬であり、体の自然な再生プロセスを促進させ、失われた運動機能、感覚機能及び認知機能の再生をターゲットとしています。

(注3) 再生医療は、大きくは自家（じか）移植と他家（たか）移植に分けられます。自家移植は、患者本人ごとに細胞を処理し、本人に戻す形態の治療法であり、細胞処理に手間と時間がかかるため、費用が高額化する等、実用化に当たっての課題が指摘されております。一方、他家移植は、健康な細胞提供者（ドナー）から採取した細胞を大量培養したものを患者に投与すること

から、多くの患者を治療でき、量産化によるコスト削減効果も期待されます。

(注4) 通常の医薬品を製造販売するためには、原則として、探索的臨床試験(少数の患者に投与し、医薬品の有効性・安全性を検討し、用法・用量等を設定するための試験)等の完了後に、検証的臨床試験(多数の患者に医薬品を投与し、設定した用法・用量等での医薬品の有効性・安全性を検証する試験)を経たうえで、製造販売の承認を得る必要がありますが、条件及び期限付き承認制度は、再生医療等製品について、臨床試験等で有効性が推定でき、安全性が確認されれば、製造販売後に有効性・安全性の再確認等のために必要な調査等を実施することの条件や期限を付して、再生医療等製品の製造販売を早期に承認する制度です。条件及び期限付き承認制度を活用することにより、製造販売承認の申請者は、一定の定めを遵守することを条件に、検証的臨床試験を経ることなく、特定の医療施設での再生医療等製品の投与を行なうことが可能となります。当社の製品につき条件及び期限付き承認が認められた場合、当社は、通常の手続よりも早期に製品の製造販売を開始することが可能となります。

(注5) 先駆け審査指定制度は、承認申請後の審査を短縮し、承認申請から承認までの期間を6か月にすることを目標にした制度であり、承認申請後は優先審査が行われることとなりますが、承認申請時点において承認が得られることが約束されているものではありません。

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の構成

- 本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は7,500,000株となります。
- 本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記及びに記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約の規定により当社が行使指定(下記に定義する。)又は停止指定(下記に定義する。以下同じ。)を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。
- 本新株予約権の行使価額は、当初、条件決定基準株価又は下限行使価額のいずれか高い方の金額ですが、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の90%に相当する価額に修正されます。ただし、下限行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って条件決定日に決定されます。修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
- 本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌取引日以降約3年間です。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、行使請求をすることができません。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記乃至の内容について合意する予定であります。

当社による行使指定

- 割当日の翌取引日以降、2025年2月5日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること(以下「行使指定」という。)ができます。
- 行使指定に際しては、その決定を行う日(以下「行使指定日」という。)において、以下の要件を満たすことが前提となります。

この文書は、当社の第32回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ()東証終値が下限行使価額の 120%に相当する金額を下回っていないこと
 - ()前回の行使指定日から 20 取引日以上の間隔が空いていること
 - ()当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
 - ()当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
 - ()停止指定が行われていないこと
 - ()東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し(ストップ高)又は下限に達した(ストップ安)まま終了していないこと
- 当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から 20 取引日以内(以下「指定行使期間」という。)に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
 - 一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、行使指定日の直前取引日までの 20 取引日又は 60 取引日における当社普通株式の 1 日あたり平均出来高のいずれか少ない方に 2 を乗じて得られる数と 5,179,340 株(ただし、当社が当社の議決権付株式の併合若しくは分割又は当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当てをする場合は、当該株式併合、株式分割又は無償割当ての割合に応じて減少又は増加するものとする。)のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。
 - ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。
 - 当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

当社による停止指定

- 当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間(以下「停止指定期間」という。)として、割当日の 3 取引日後の日から 2025 年 2 月 7 日までの間の任意の期間を指定(以下「停止指定」という。)することができます。停止指定を行う場合には、当社は、割当日の翌取引日から 2025 年 2 月 5 日までの間において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知いたします。ただし、上記の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の 2 取引日以後に開始する期間を定めるものとします。
- なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。
- 停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

割当予定先による本新株予約権の取得の請求

割当予定先は、()割当日の翌取引日以降、2025 年 2 月 7 日までの間のいずれかの 5 連続取引日の東証終値の全てが(a)条件決定基準株価が 1,098 円(発行決議日の直前取引日の東証終値)以上である場合は下限行使価額、(b)条件決定基準株価が 1,098 円(発行決議日の直前取引日の東証終値)を下回る場合は条件決定基準株価の 70%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額(ただし、本新株予約権の発行要項第 6 項第(2)号又は第(4)号に掲げる事由が生じた場合には、同項の定めに基づいて調整した金額とします。)(以下「取得請求基準価格」という。)を下回った場合、()2025 年 2 月 10 日以降 2025 年 2 月 13 日までの期間、()当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の 15 取引日前までの期間、()当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合又は(v)当該買取契約に定める禁止行為を行った若しくは割当予定先から要求される行為を行わなかった場合、当社に対して

通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権を全て取得します。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金調達ニーズへの柔軟な対応を可能とするとともに、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。また、当社の資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能な手法であるかどうかとともに、資本政策の柔軟性が確保されていること等も手法選択の判断材料といたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

< 当社のニーズに応じた特徴 >

約3年間にわたり発生する資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

- 今般の資金調達における調達資金の支出時期は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、約3年間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、行使指定や停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。

過度な希薄化の抑制が可能なこと

- 本新株予約権は、潜在株式数が7,500,000株(2022年1月31日現在の発行済株式数51,793,402株の14.5%)であり、一定の希薄化が生じるものの、最大の希薄化率は一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。また、本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっております。
- 本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定を行わずとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにすることができます。

株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社普通株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- 一定の水準の下限行使価額が設定されていること
- 行使指定を行う際には、東証終値が下限行使価額の120%の水準以上である必要があり、また、上記「(2) 本新株予約権の商品性 当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高等を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式の交付による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

<本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記乃至に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、上記乃至に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

当社普通株式の株価が継続して下限行使価額を下回る水準にある場合、資金調達の全部又は一部ができない可能性があります。

株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。

本新株予約権発行後、上記「(2)本新株予約権の商品性 割当予定先による本新株予約権の取得の請求」に記載のとおり、東証終値が5取引日連続して取得請求基準価格を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性指標は低下いたします。

本新株予約権においては、上記に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上昇いたします。一方、当社普通株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
8,268,750,000	10,000,000	8,258,750,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額の算定に用いた発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東証終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。
3. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額については、発行決議日の直前取引日の東証終値を当初の行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が発行決議日の直前取引日の東証終値で行使されたと仮定して算出された金額です。実際の当初の行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計であります。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 8,258,750,000 円につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由(1) 資金調達の主な目的」に記載の内容を目的として、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
SB623 慢性期外傷性脳損傷プログラムの市販開始後の製造体制構築及び在庫確保	3,982	2022年3月～2025年3月
SB623 慢性期外傷性脳損傷プログラムの市販開始後の普及体制構築	2,000	2022年3月～2025年3月
慢性期外傷性脳損傷プログラム以外の SB623 の新規適応拡大やグローバル(地域)展開に向けた日本での脳梗塞プログラムの臨床開発	2,276	2022年3月～2025年3月
合計	8,258	

- (注) 1. 本新株予約権の行使状況又は行使期間における株価推移により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、上記及び を優先して行う予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達できた場合には、超過分は上記及び に充当する予定であります。
2. 当社は、本新株予約権の払込み及び行使により調達した資金をすみやかに支出する計画ですが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

SB623 慢性期外傷性脳損傷プログラムの市販開始後の製造体制構築及び在庫確保

当社グループは、SB623 を生きた細胞から加工・培養して製造し窒素凍結により保存します。医療機関へは凍結保存した状態で移送し、施術直前に融解・調製を行い患者様の脳に直接投与します。

これまで、この SB623 の外傷性脳損傷プログラムが、日本の早期承認制度(条件及び期限付き承認制度)下において、販売が開始されることを見込み、SB623 を安定して製造・供給するための製

造体制と品質管理体制の構築を進めており、下記「10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」に記載のとおり、2019年の海外募集による新株発行で調達した資金は、この分野に全額投下してきました。本資金調達においても、この分野に引き続き資金充当を行い、販売開始に向けた最終準備を進める予定です。具体的には、安定供給の一環として、適切な製品在庫を用意し、さらには、収益性の観点から、製造原価の低減も追求していきます。

そのため、本調達資金のうち3,982百万円については、上記の通り、SB623 外傷性脳損傷プログラムに関して、日本からグローバルに製品を展開する製造能力及び品質管理体制を構築するための費用として1,706百万円、市販開始後の製品安定供給を見越した在庫の製造確保の費用と製造原価低減のための研究開発費として2,276百万円を充当することを予定しています。支出予定期間は、2022年3月から2025年3月までを予定しています。

SB623 慢性期外傷性脳損傷プログラムの市販開始後の普及体制構築

当社グループは、国内のSB623 外傷性脳損傷プログラムにおいて、早期承認制度（条件及び期限付き承認制度）の活用を見込んでいます。これは、再生医療等製品を対象に、臨床試験等で有効性の推定と安全性が確認されることで、早期に製造販売承認をする制度です。ただし、製造販売後に有効性・安全性の再確認のための調査を実施する等の条件や期限が付される制度です。

かかる条件下においては、市販開始後も、販売先となる医療施設へのマーケティング活動のための人員増強に加えて、販売後の情報提供や問い合わせ対応等のサポート体制の構築をはじめとする、SB623の普及体制構築が必要となります。

そのため、本調達資金のうち2,000百万円については、上記の通り、SB623 市販開始後の普及体制の構築のための費用として、医療施設へのマーケティング活動のための人材獲得費用及びシステム構築の費用として650百万円、SB623に関する医療機関からの問い合わせ対応等のサポート体制構築・拡充と医療機関への情報提供やデータ収集等の情報交換の体制構築及び人件費に1,350百万円を充当することを予定しています。支出予定期間は、2022年3月から2025年3月までを予定しています。

慢性期外傷性脳損傷プログラム以外のSB623の新規適応拡大やグローバル（地域）展開に向けた日本での脳梗塞プログラムの臨床開発

当社グループは、SB623 外傷性脳損傷プログラムの国内承認を、この直後に推進する事業拡大に向けた「対処すべき最優先課題」と考えています。当社グループの事業拡大は、SB623の適応拡大とグローバル（地域）展開の2軸です。よって、順次、日本での脳梗塞プログラムと脳出血プログラムの推進、次に、欧米での外傷性脳損傷プログラムを進めていきます。

そのため、本調達資金のうち2,276百万円については、日本での脳梗塞プログラムの臨床開発の費用に充当することを予定しています。支出予定期間は、2022年3月から2025年3月までを予定しています。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、国内SB623慢性期外傷性脳損傷プログラム「先駆け総合評価相談」の終了と「承認申請」の準備開始並びに2022年1月期通期連結業績予想の修正について決議を行った旨を公表しております。当社は、かかる公表に伴う株価への影響の織り込みのため、本日（発行決議日）時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の払込金額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、本日（発行決議日）時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」という。）に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、権利行使期間、権利行使価格、当社普通株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利子率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に当社の取得条項（コール・オプション）については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため、下記の場合を除き評価に織り込まないこと、当社は資金調達のために株価水準に留意しながら行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間（権利行使可能な期間に限る。）にわたって一様に分散的な権利行使がされること、株価が取得請求基準価格を5営業日連続して下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、本日（発行決議日）時点の本新株予約権1個あたりの払込金額として、当該評価と同額となるよう、金450円と決定しました。なお、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大7,500,000株（議決権75,000個相当）であり、2022年1月31日現在の当社発行済株式数51,793,402株（総議決権数517,647個）に対して占める割合は最大14.5%（当社議決権総数に対し最大14.5%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、上記「2. 募集の目的及び理由（3）本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、本新株予約権には過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっており、本新株予約権の発行により、上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」に記載のとおり、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数7,500,000株に対し、当社普通株式の過去6か月間における1日あたり平均出来高は471,758株であり、一定の流動性を有していること、

本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ 当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により交付され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要(2021年3月31日現在)

商号	野村証券株式会社		
本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 奥田 健太郎(2021年9月30日現在)		
事業内容	金融商品取引業		
資本金の額	10,000百万円		
設立年月日	2001年5月7日		
発行済株式数	201,410株		
事業年度の末日	3月31日		
従業員数	14,822名(単体)		
主要取引先	投資家並びに発行体		
主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社りそな銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、農林中央金庫		
大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%		
当社との関係等			
資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：216,437株 (2021年7月31日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：-		
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社の主幹事証券会社であります。		
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
最近3年間の経営成績及び財政状態(単体)			
決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
純資産	650,948	652,902	642,888
総資産	10,914,876	13,256,479	12,121,762
1株当たり純資産(円)	3,231,954.86	3,241,657.16	31,191,937.74
営業収益	575,055	589,704	647,856
営業利益	47,821	68,592	122,322
経常利益	48,119	70,366	122,087
当期純利益	34,252	51,060	85,617
1株当たり当期純利益(円)	170,059.21	253,512.44	425,088.64
1株当たり配当金(円)	198,600	496,500	422,025

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、東証の取引参加者であるため、東証に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出を要しません。

この文書は、当社の第32回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら時々の当社の資金調達ニーズに応じて柔軟に必要な資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。一方で、野村證券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社の2021年7月1日付第20期決算公告における2021年3月31日時点の貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込み及び行使に要する十分な現金・預金及びその他の流動資産(現金・預金:1,030,792百万円、流動資産計:12,014,518百万円)を保有していることを確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。また、本日現在においても、割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に足りる十分な現金・預金を保有している旨の口頭での報告を受けております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役会長である川西徹は、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社普通株式の貸株を使用する予定であり、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の貸株は使用しません。

なお、川西徹は、当社の株価や株式市場の動向、本新株予約権の行使の進捗状況等を勘案し、割当予定先へ貸株の返還を請求する可能性があり、その旨を割当予定先へ通知しております。

(6) その他

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」乃至に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定です。

<割当予定先による行使制限措置>

当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における発行会社普通株式の終値（但し、本新株予約権の行使価額の調整が行われた場合は同様に調整される。）以上の場合、本新株予約権の行使可能期間の最終 2 か月間等の所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10% を超えることとなる場合、当該 10% を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせません。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

<割当予定先による本新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記及びの内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（2021年7月31日現在）	
川西 徹	23.59%
森 敬太	11.58%
帝人株式会社	1.91%
野村信託銀行株式会社（投信口）	1.25%
株式会社SBI証券	0.66%
野村信託銀行株式会社（信託口 2052261）	0.57%
大和証券株式会社	0.54%
CHARLES SCHWAB FBO CUSTOMER（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	0.47%
松井証券株式会社	0.41%
SMBC日興証券株式会社	0.40%

（注） 割当予定先である野村證券株式会社は、今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による影響は、2022年3月に公表予定の2023年1月期通期業績予想に織り込んで公表する予定です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	2019年1月期	2020年1月期	2021年1月期
事業収益	741,614	447,226	-
経常損失()	2,919,923	5,146,544	6,530,418
親会社株主に帰属する当期純損失()	2,920,563	5,157,716	3,385,875
包括利益	3,073,353	5,167,158	2,692,935
1株当たり当期純損失金額()(円)	60.17	100.91	65.38
1株当たり配当額(円)	-	-	-
1株当たり純資産額(円)	178.42	209.05	157.07

(単位:千円。特記しているものを除く。)

(注)1. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

2. 本日現在2022年1月期の決算は完了していないため、2019年1月期、2020年1月期及び2021年1月期の数値を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2022年1月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	51,793,402株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	824,459株	15.92%

(注)上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものであります。

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	2020年1月期	2021年1月期	2022年1月期
始値	5,710円	2,202円	1,605円
高値	5,710円	2,460円	2,047円
安値	2,268円	963円	933円
終値	2,290円	1,637円	1,083円

最近6か月間の状況

	2021年9月	10月	11月	12月	2022年1月	2月
始 値	1,216 円	1,192 円	1,224 円	1,033 円	1,029 円	1,081 円
高 値	1,379 円	1,286 円	1,338 円	1,254 円	1,325 円	1,133 円
安 値	1,170 円	1,087 円	1,011 円	933 円	1,005 円	1,056 円
終 値	1,198 円	1,201 円	1,033 円	1,007 円	1,083 円	1,098 円

(注) 2022年2月の株価については、2022年2月9日現在で表示しております。

発行決議日前営業日における株価

	2022年2月9日
始 値	1,117 円
高 値	1,122 円
安 値	1,079 円
終 値	1,098 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

海外募集による新株式発行

払 込 期 日	2019年5月29日
調 達 資 金 の 額	7,047,600,000円(差引手取概算額)
発 行 価 額	3,548.80円
募集時における発行済株式数	49,733,223株
当該募集による発行株式数	2,000,000株
募集後における発行済株式総数	51,733,223株
発行時における当初の資金用途	日本市場に加え欧米市場での SB623 の販売需要を見越し、SB623 の量産化能力の向上と安定供給体制確保のための製造委託先企業の複線化を図るため、当社が SB623 の製造を委託し、同時に製造管理体制を整えるための業務委託費用。
発行時における支出予定時期	2024年1月まで
現時点における充当状況	本海外募集による新株発行により調達した約 7,047 百万円は、2019年6月以降、製造委託先企業の複線化を図るため、複数の製造委託先企業に SB623 の生産技術移転を行い、当該製造委託先企業において製品基準を満たす品質の SB623 を安定的に確保するための製造管理体制作りの費用として 2022年1月までに全額を充当しております。

この文書は、当社の第 32 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

サンバイオ株式会社第 32 回新株予約権発行要項

サンバイオ株式会社第 32 回新株予約権(以下「**本新株予約権**」という。)の発行要項は以下のとおりとする。

1. 新株予約権の総数 75,000 個
2. 振替新株予約権 本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「**社債等振替法**」という。)第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 7,500,000 株とする(本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数(以下「**交付株式数**」という。))は、100 株とする。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
(2)当社が第 6 項の規定に従って行使価額(第 4 項第(1)号に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 6 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
(3)前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
(4)調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 6 項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
(5)交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「**本新株予約権者**」という。)に通知する。ただし、第 6 項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの金銭の額(以下「**行使価額**」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
(2)行使価額は、当初、条件決定日(第 10 項に定義する。以下同じ。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「**東証**」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「**条件決定基準株価**」という。)又は下限行使価額のいずれか高い方の金額とする。ただし、行使価額は、第 5 項又は第 6 項に従い、修正又は調整されることがある。

この文書は、当社の第 32 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

5. 行使価額の修正 (1)第12項に規定する割当日(以下同じ)の翌取引日以降、第14項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額(以下に定義する。以下同じ。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

「下限行使価額」は、条件決定基準株価の水準によって、以下のとおり決定され、第6項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。

条件決定基準株価が1,098円以上である場合

769円(発行決議日直前取引日の東証終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額)とする。ただし、かかる金額が条件決定基準株価の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を下回る場合には、条件決定基準株価の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を下限行使価額とする。

条件決定基準株価が1,098円を下回る場合

条件決定基準株価の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。ただし、かかる金額が発行決議日直前取引日の東証終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を下回る場合には、発行決議日直前取引日の東証終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を下限行使価額とする。

- (2)前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第14項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

6. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは

当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「**当社普通株主**」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「**取得請求権付株式等**」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「**取得条項付株式等**」という。)に関して当該調整前に本号又はによる行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第19項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4)本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得、又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5)本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第5項第(1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(6)本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

7. 新株予約権の行使可能期間 割当日の翌取引日から2025年3月7日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（機構（第16項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の取得条項 (1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2)当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3)当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定

された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(4)本項第(1)号及び第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の 2 週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。

10. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個あたり 450 円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2022 年 2 月 17 日から 2022 年 2 月 24 日までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第 24 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が 450 円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
11. 新株予約権の払込総額 第 10 項に定める金額に 75,000 を乗じた金額とする。
12. 新株予約権の割当日 2022 年 3 月 4 日から 2022 年 3 月 11 日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
13. 新株予約権の払込期日 2022 年 3 月 4 日から 2022 年 3 月 11 日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
14. 新株予約権の行使請求及び払込の方法
 - (1)本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関（社債等振替法第 2 条第 4 項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第 18 項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。
 - (3)本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
15. 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）
17. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
18. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 六本木支店
19. 新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1)本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第 17 項に定める行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
 - (2)当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の 2 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
20. 単元株式数の定め 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措

の廃止等に伴う置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

取 扱 い

21. 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村證券株式会社に割り当てる。
22. 申 込 期 間 2022年3月4日から2022年3月11日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第10項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第4項記載のとおりとし、行使価額は当初、条件決定基準株価又は下限行使価額のいずれか高い方の金額とした。